

河野 順一

2024年11月

今年、最後

WEBで伝授

秘テクニック! 満載!

労働法の
伝道師

「就業規則」作成セミナー



テーマ

「労働問題の見つけ方」

「様々な問題社員に対応する、就業規則を作る!」

- 解雇予告除外確認を受けなかった解雇は有効?無効?
- 退職直前の有給休暇をどうする!
- 同業他社から転職してきた者に対するセキュリティ対策
- 退職の意思表示はいつまで撤回できるか? 他

2大テーマ 出直し選挙・兵庫県内部告発問題とハラスメント 他

労働問題のを見つけ方 マジックワードを習得する!

「モデル就業規則」のとおりになかった就業規則の効力 解雇予告除外確認を受けないで了解雇は有効?無効?

モデル就業規則には、懲戒解雇の項の解説につき、「労働者を懲戒解雇として平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支給せずに即時に解雇する場合、あらかじめ所轄労働基準監督署長に解雇予告除外認定の申請をし、その認定を受けることが必要です（労基法第20条）。労働基準監督署長の認定を受けずに即時に解雇する場合には、解雇予告手当を支給しなければなりません。」とあります。...これって本当でしょうか?

年次有給休暇の意味・性格 退職直前の年次有給休暇の取得は、労働者の権利か?

退職直前に、仕事の引継ぎもせず、残りの有給休暇を取得しようとする労働者に対して、会社は、その言いなりに、年次有給休暇を与えなければならないのでしょうか?それを防ぐ手立てはあるのでしょうか?

年次有給休暇の法的位置づけ、労働基準法と民法関係などを正しく理解し、就業規則に定めることで、社長の悩みを解決します。

即戦力を期待して、ヘッドハンティングしたら、実はスパイだった! 競業避止義務違反の従業員には、こう対応する!

ヘッドハンティングで競業会社に在籍していた人物が退職後に、自社に入社する。即戦力にはなりますが、元の会社との人脈で情報漏洩の心配があります。

逆に、自社を退職して競業会社に就職、あるいは競業会社を立ち上げた場合も、競業避止義務違反が問題となります。

企業における「秘密」を明確にして、こうした情報漏洩のリスクに備えます。

報道を深掘りして、トラブル解決のマジックワードを捉える! 兵庫県幹部職員の内部告発、「自死」を考える

今年、兵庫県で、知事の言動を内部告発した県幹部職員が非業の死を遂げられました。告発の内容をどのように捉え、処理すべきだった、ハラスメントはあったのか・なかったのか?内部告発・ハラスメント...さらにもう一つ、告発内容にもあった、今、ホットな話題、「つながらない権利」について、考えます。この話題は、公務員に限ったものではなく、一般企業でも同様なことが起こりうるため、学習が大切です。

1日目

就業規則を作成するための基本法学と各種規程等の特集に関する講義

労使トラブルは労基法では解決できない

- ・法律の体系について
 - ・入門 社会保険労務士にとって憲法と人権
 - ・入門 社会保険労務士にとっての民法・刑法訴訟法
 - ・入門 保護事由と帰責事由
- 助成金用、報酬を確実に回収できる、契約書の書き方

キャリアアップ助成金用の就業規則

- ・キャリアアップ助成金の制度概要
- ・助成金活用と、稼げる営業例
- ・助成金申請までのフロー完全解説

- ・固定残業代を適切に設定した就業規則規程例
- ・「同一労働同一賃金」ガイドラインに対応した就業規則の見直しポイントと「非正規従業員就業規則」規程例
- ・有期契約労働者の無期転換に係る規定例
- ・効率よく仕事するための、テレワークの実際とその規定例
- ・副業禁止から副業容認へ 副業規定例
- ・勤務インターバル制度に係る規定例
- ・変形労働時間制、裁量労働制を駆使した、柔軟な労働時間制へ対応規定例
- ・メンタルヘルス規定例とセクハラ、パワハラ、過労死対策規定例 **new**
- ・子育て介護の両立支援に係る育児介護規程例
- ・労働時間を減らし生産性を上げるための人事考課規定例
- ・派遣労働者の「同一労働・同一賃金」何をどう選択するか。36協定規定例他

今回の特集に関する講義

限定オリジナルテキストを用いた今回だけの特別講義、最新の労働事例を就業規則作成にどう反映させるかについて、丁寧に講義！

2日目

基本的な就業規則の作成方法と問題社員対策

改正労働基準法の基礎知識

- ・労働基準法の改正点・法改正に伴う論点
- ・法改正に伴うチェックポイント
- ・改正に対する今後の課題
- ・就業規則への反映・規程例の研究・協定例

労働契約の法的性格

- ・民法における契約とは
- ・契約自由の原則、契約成立、解除
- ・労働契約の本質とは・労働契約法と就業規則

有期契約労働者への対応

- ・労働契約法の改正点・無期労働契約への転換
- ・雇止め・労働条件通知書

就業規則の作成方法と基礎知識

- ・法的性格 ・就業規則の効力
- ・労働協約/労働契約の関係
- ・作成の流れ・総則
- ・採用、服務規律・労働時間
- ・退職間際の年次有給休暇の取得 **new**
- ・退職の意思表示の撤回は？ **new**
- ・休日、休憩、休業・退職、解雇
- ・表彰、制裁、安全衛生、雑則
- ・賃金規程、育児・介護規程、出張規定、慶弔規定 等々

個人情報保護法に対する就業規則及び各種規程

- ・個人情報保護の目的
- ・就業規則改定方法
- ・守秘義務、違反への対応
- ・秘密保持契約 等々

3日目

残業代請求・高齢者雇用などに関する就業規則の考察・検証

問題社員への具体的対応策（1）

- ・遅刻や欠勤を繰り返す社員・経歴詐称
- ・勤務時間中にメール
- ・退職後に不正が発覚する社員
- ・職務怠慢等で降格に処しない社員
- ・降格と減給の関係

問題社員への具体的対応策（2）

- ・競業避止義務違反・秘密とは **new**
- ・退職理由変更を請求する社員
- ・競業禁止義務違反・上司や会社を誹謗中傷
- ・イエローカード/レッドカードの出し方等々
- ・労働組合への対応 等々

高齢者雇用への対応

- ・法改正による変更点・就業規則の規程例
- ・継続雇用制度をめぐる問題
- ・定年引上げによる賃金カット

残業代請求への対応

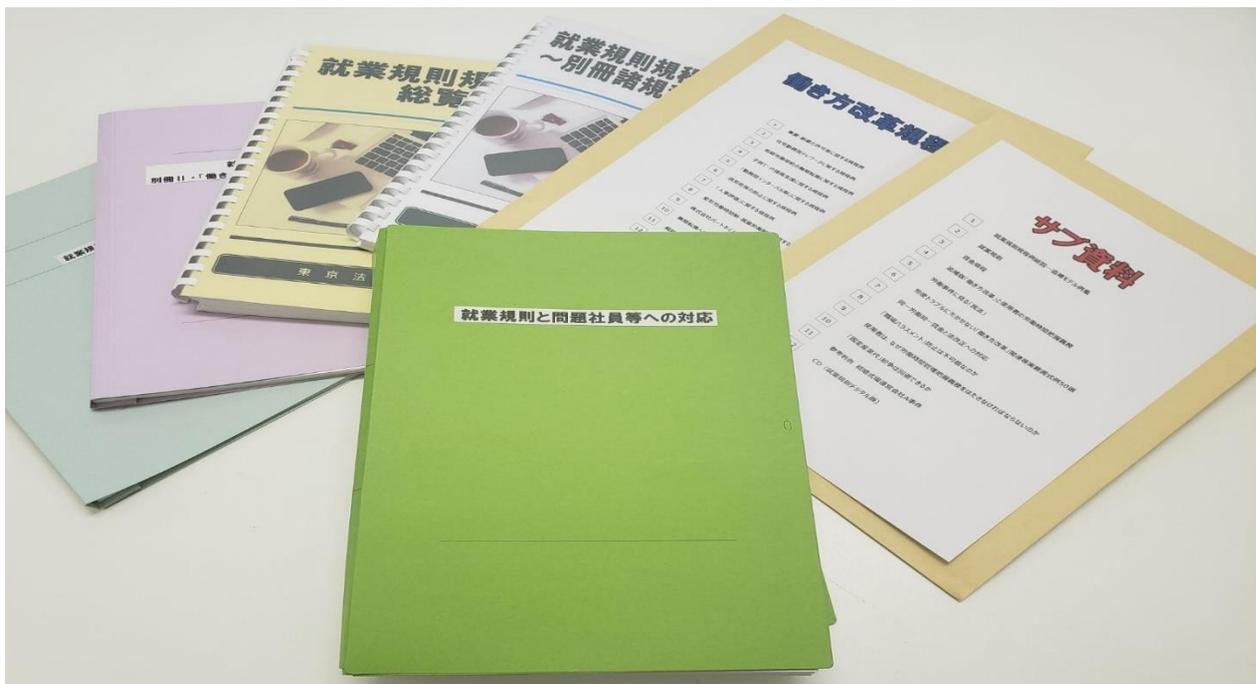
- ・労働時間の認定の問題
- ・時間外労働削減の問題
- ・「管理監督者」の範囲の問題
- ・割増賃金と消滅時効の問題
- ・賞与と割増賃金の関係
- ・不必要な残業をする社員
- ・定額残業代の導入方法
- ・就業規則への規定例
- ・「つながらない権利」 等々 **new**

震災・災害時規定

- ・震災・災害時規定例
- ・節電による休業の場合の規定
- ・臨時の会社カレンダーを作るには

new

は、新規、又は、今回バージョンアップ ※講義内容は講師の都合により、日程・内容・順番など、構成が変わる可能性があります。



※画像は、過去、ペーパーで送付した資料です。現在は、この程度のボリュームの資料をダウンロードしていただいています。

ご参加者様からの声

※ほかにも、たくさんのお声をいただいております。

H30
受講生

最初はたった3日間で、50万円以上の就業規則が作れるようになるのだろうかかと半信半疑でした。しかし、実際に河野先生の情熱的かつ論理的な講義を受けて、そんな不安は瞬く間に解消されました。今ではどんな案件でも自信を持って対応できるようになりました。このセミナーを受けなかったら・・・と考えると、何とも言えない気持ちになります。次回は、職員にも受けさせようと思っています。

R1
受講生

知り合いの社労士に勧められて、河野先生のセミナーに参加しました。日々変わっていく法律にこれまででは受け身でしたが、河野先生のセミナーを受講して、そんな姿勢ではいけない、もっと積極的に学ばなければ、この先、社労士として生き抜いていくのは難しいということを痛感しました。講義の内容もさることながら、人生に対する心構えも学ばせて頂きました。私も知り合いの社労士に紹介しようと思います。

R4
受講生

ウェブセミナーで、ライブに参加させていただきました。ライブで生の先生の講義を聴くことができ、講義後のweb飲み会で、様々な質問をすることができてとても有意義でした。また、先生がご登壇される際のバックミュージックがとても迫力がありました。後日、オンデマンドで確認することもでき、ライブ参加は満足でした。参加すべきは、やはり河野順一先生のセミナーだと思えます。次回も期待しています。

R6
受講生

地方の開業者ですが、ライブセミナーで学習させていただきました。ライブでの河野先生の勢いそのままに、営業したところ、たて続けに55万円と、45万円の就業規則を契約することができ、感謝の言葉しかありません。言葉は悪いですが十分に元が取れました。地方では、「東京で偉い先生のセミナーに参加している」というと、はくがつくようです。河野先生の名に恥じぬよう、内容の濃い就業規則を作成したいと思います。

河野順一 プロフィール

1946年8月生まれ

社会保険労務士、行政書士、経営コンサルタント、NC労務グループ代表

社労士法人 日本橋中央労務管理事務所代表社員、河野順一事務所所長、東京法令学院学院長、NPO法人個別労使紛争処理センター会長

社会保険労務士の黎明期より、46年の独立開業のキャリアを持つ。

社会保険労務士・行政書士・事務組合等、多数の組織からなるNC労務グループの代表にして、労使紛争解決アドバイザー（商標登録済）として、これまで1,000件以上の困難極める労使トラブルを解決する。就業規則を核に、労使双方が社業に邁進できる仕組みづくりを提唱し、幅広く経営全般にかかる指導業務を行っている。

また、労働法関連の入門書から専門書まで、250冊以上の著作があり、機関紙上での論文も多数。そして、社労士や弁護士等の労働法のスペシャリストや、企業の人事労務担当者に向けたセミナーを開催している。社労士県会や金融機関、ロータリークラブ等の各種団体様においても講演を行い、そのパワフルな語り口、脳裏に刻まれるパフォーマンス、平易な事例に置き換え、かみ砕いたわかりやすい解説は聴衆を魅了している。平成27年9月には、京王プラザホテルにて「成功者の会」と題して顧問先等300名以上が参加したパーティーを催し大盛況となった。

「明日死ぬと生きていきなさい、永遠に生きると思って学びなさい」マハトマ・ガンジーの言葉を借り、最新判例と事例を探求し、身につく解決能力をあますことなく伝える「就業規則作成の専門家セミナー」は、法律を学んできた者でもカルチャーショックを受けること必至。その魂の講義に、リピーターを続出し、また実践ですぐにでも使えることから、本セミナー受講者からは、多くの優秀な後進を業界に輩出している。

セミナーについて
お問い合わせ

TEL: 03-3292-7849
MAIL: seminar@tokyohorei.co.jp

東京法令学院

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台1丁目7番10号 YK駿河台ビル5階
受付時間：10：00-18：00（土日祝除く）